

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>軽油流通情報管理システムは、総務省と地方公共団体情報システム機構が中心となって整備し、平成2年より運用開始している。</p> <p>各都道府県と地方公共団体情報システム機構をネットワークで結び、軽油販売状況などの情報を一元的に管理し、各都道府県が端末から情報を引き出せる仕組みとなっており、全国統一的なシステムである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>軽油流通情報管理システムは、総務省と地方公共団体情報システム機構が中心となって開発したシステムであり、当該システムの運用保守及び管理は、地方公共団体情報システム機構が行っているため、他の業者に委託することは不可能である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。